

# SDGs（持続可能な開発目標） について

2020年9月19日

一般社団法人インバウンド・ダイバーシティ協会

代表理事 今田 大介

# 一般社団法人 インバウンド・ダイバーシティ協会 代表理事 今田 大介（いまだ だいすけ）



明治大学政経学部政治学科卒業後、新卒で**議員秘書**になる。

20代で**2度出馬**するも落選。

30代で関西学院大学専門職大学院にてMBAを取得し、コンサルファームにて**PPP（公民連携）**分野を担当し**PFI**や**指定管理**のアドバイザーや公共施設の**第三者評価業務**や**自治体の各種計画策定業務**に従事し、**SDGs**と関わる。

現在は**SDGsのソリューション事業開発**や**社会的インパクトマネジメント**による支援活動・アドバイザー、また普及活動として企業や学校、団体等に対してSDGsのカードゲームを行っている。

**尼崎市SDGs推進アドバイザー**

**尼崎市SDGs地域ポイント制度（提案者）**

**神奈川県SDGs社会的インパクト・マネジャー**

**2030SDGsカードゲーム公認ファシリテーター**

**SDGs de 地方創生カードゲーム公認ファシリテーター**

**SDGsアウトサイドインガードゲーム公認ファシリテーター**

**准認定ファンドレイザー**

**MBA(経営管理学修士)**

**地方監査会計技術者**

**SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS**

2030年に向けて

世界が合意した

「持続可能な開発目標」です

- 活動の想い 「インバウンド」を**さまざまな事象**が**社会・組織・個人**に入ってくる**過程や概念**であるにとらえ、それぞれの多様性を大切にすることが、**SDGsの達成に必要**であると考えています。



1 SDGsの17のゴールと169のターゲットは  
アジェンダを構成している一部であることを知る

2 アジェンダの主要なキーワードを抜き出して、  
SDGsの考え方に触れる

3 アジェンダ全体を知り、今後のSDGs理解の助けをする

SDGs（エスディー・ジーズ）とは  
「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」  
の略称です

2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択

17のゴール

169のターゲット

232の指標

MDGsの後継で同様の三層構造

※MDGsは、8のゴール、21のターゲット、60の指標

バックカスティング思考：まず目標を設定しそれを達成するために現時点でどうするか

## 環境関連

- 1987：環境と開発に関する世界会議
- 1992：リオ地球サミット
- 2002：ヨハネスブルグサミット
- 2012：リオ+20

## MDGs関連

- 1995：世界社会開発サミット
- 1996：OECD/DAC新開発戦略
- 2000：MDGs策定
- 2011：釜山ハイレベルフォーラム

## 防災・減災 ※

- 1994：横浜行動戦略
- 1994：兵庫行動枠組
- 2015：仙台防災枠組  
(第3回国連防災世界会議)

SDGs

※SDGs11.bに「仙台防災枠組」の記載あり。  
一般的なSDGsの説明ではこの流れは出てきませんが、日本のイニシアチブとして押さえておきたいところです。

**2012年**：6月 **リオ+20**にて発案される。

コロンビア外務省経済・社会・環境局長 パウラ・カバジェーロ氏

コロンビア外務大臣

マリア・アンジェラ・オルギン氏

**2013年**：国連にOpen Working Groupが設立。

SDGsの素案作りが始まる。

**2014年**：9月 国連にてOpen Working Groupが提出したSDGs案を  
主な土台として、今後の議論を重ねることに合意。

**2015年**：6月 国連統計委員会の参加に。28カ国の代表からなるIAEG-SDGs  
(SDGs指標に関する機関間専門家グループ) が設立。指標策定作業を開始。

**2015年**：9月25日 国連持続可能な開発サミットにて全会一致にて採択

**2016年**：3月 IAEG-SDGsはSDGの**指標**を国連統計委員会に提出し**承認**される。

- ・ゴール・ターゲットまでは政治プロセスで作成。
- ・指標は、各国の統計関係者を中心に、ゴール・ターゲットとのあとに作成された。  
ターゲットと指標にはギャップがあるものが多い。

我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ

**Transforming our world : the 2030 Agenda for Sustainable Development**

**Transform** であって **Change** ではない。

前文

宣言

持続可能な開発目標（SDGs）とターゲット

実施手段とグローバル・パートナーシップ

フォローアップとレビュー

全部で36ページで構成

（外務省 仮訳版）

17のゴール  
169のターゲット

ここに記載  
（約14ページ分）

指標はアジェンダでは記載なし

# 我々の世界を変革する： 持続可能な開発のための2030アジェンダ

※日本語訳は外務省の仮訳版を使用しています。

## 前文

宣言

持続可能な開発目標（SDGs）とターゲット

実施手段とグローバル・パートナーシップ

フォローアップとレビュー

SDGs（アジェンダ）は

人間、地球及び繁栄のための **行動計画**

**普遍的な平和** の強化を追求するもの

**貧困を撲滅**することが最大の地球規模の課題であり、  
**持続可能な開発**のための不可欠な**必要条件**

## 誰一人取り残さない

- ・すべての国、すべてのステークホルダーは**協同的なパートナーシップ**の下、この計画を実行する。
- ・人類を**貧困、欠乏から解放**し、**地球を癒し安全**にする。
- ・世界を**持続的かつ強靱な道筋に移行**させるために緊急に必要な**大胆で変革的**な手段をとる

この共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う。

17のゴールと169のターゲットは

MDGsで達成できなかったものを**全うする**ことを目指す

すべての人々の**人権**を実現

**ジェンダー平等**とすべての**女性と女児**の**能力開発強化**を達成する

**統合され不可分**であり、  
持続可能な開発の三側面（**経済・社会・環境**）を**調和させる**もの

SDGsは、**経済・社会・環境**の三側面を**人権**によって**つなげる**という構想ではじまった。

## 5P

人間  
(People)

**貧困と飢餓に終止符、尊厳と平等、健康、持てる潜在能力の発揮**

地球  
(Planet)

**現在及び将来世代の需要を支える、持続可能な消費・生産、天然資源の持続可能な管理、気候変動への緊急の行動、破壊から守る**

繁栄  
(Prosperity)

**すべての人が豊かで満たされた生活を享受、  
経済的社会的技術的な進歩が自然との調和の内に生じる**

平和  
(Peace)

**恐怖・暴力から自由、平和・公正・包摂的な社会を育む、  
平和なくして持続可能な開発はなく、持続可能な開発なくして平和なし**

パートナーシップ  
(Partnership)

**地球規模の連帯、最も貧しく脆弱な人々の必要に特別の焦点をあてる、  
すべてのステークホルダー、すべての人の参加を得る、  
「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」**

前文

## 宣言

持続可能な開発目標（SDGs）とターゲット

実施手段とグローバル・パートナーシップ

フォローアップとレビュー

## 導入部

取り組むべき  
課題

- ・あらゆる**貧困と飢餓**に**終止符**を打つ。
- ・国内的・国際的な**不平等**と戦う。
- ・**平和で公正かつ包摂的な社会**をうち立てる。
- ・**人権**を保護し**ジェンダー平等**と**女性・女兒の能力強化**を進める。
- ・**地球と天然資源**の**永続的な保護**を確保する。

包摂的で持続的な**経済成長**  
**共有された繁栄**  
働きがいのある**人間らしい仕事**のための条件

各国の**発展段階の違い**、**能力の違い**を考慮にいれて作り出す

誰一人  
取り残さない

目標とターゲットがすべての国・人々・社会のすべての部分で満たされることを望む。

⇒最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する。

## 我々の共有する原則と約束

### 主要原則

国際法の尊重、国連憲章の目的と原則によって導かれる。

**「世界人権宣言」、「国際人権諸条約」、「ミレニアム宣言」、「2005年サミット成果文書」**にも基礎を置く。

### **「発展の権利に関する宣言」**

※注 1986年国連で採択された宣言「発展の権利」は人権の一部。「**発展**」とは生活水準の向上だけでなく、あらゆる面で人として生きていくことができる概念として規定している。

**「環境と開発に関するリオ宣言」第7原則** を再確認する。

※注 **「共通だが差異ある責任」**：地球環境の悪化は過去に先進国によっておこされたため、先進国と開発途上国の責任に差異（**先進国に開発途上国より重い責任**）があるとした概念。

### 共通だが差異ある責任

## 今日の世界

MDGsで残された課題への対応

MDGsの進展は **ばらつき** がある。

アフリカ、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国

特に**母子保健、性と生殖に関する健康**の目標は達成に向けての軌道に乗っていない。

ミレニアム開発目標を基礎として、ミレニアム開発目標が達成できなかったもの、とりわけ**最も脆弱な部分に取り組む**ことにより、これを完遂することを目指す。

MDGsを超える課題への対応

**開発分野**（貧困撲滅、保健、教育、食料安全保障、栄養など）に加えて、**幅広い経済・社会・環境**の目的を提示。**平和かつ包摂的な**社会も約束。

重要なことは、**実施手段**も提示している。

※注 ターゲットのアルファベットの部分

## 新アジェンダ ①

### 総論

17のゴールと169のターゲットは、**統合され不可分**

このような広範囲でユニバーサルな政策目標について、**世界の指導者が共通の行動と努力を表明したことは未だかつてなかった**

**国際法の下**での権利と義務に整合する形で実施することを確認する

### ジェンダー

ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、**すべての目標とターゲット**における進展において死活的に**重要な貢献**をする

## 新アジェンダ ②

## 差別化

**各国**の各々の現実、能力、開発段階、政策、**優先課題を考慮**にいれながら、国、地域、グローバル・レベルで新目標を実施する。

**各国の政策余地**を尊重する。

## 文化

我々は、**文化間の理解**、寛容、相互尊重、グローバル・シチズンシップとしての倫理、共同の責任を促進することを約束する。我々は、世界の自然と**文化の多様性**を認め、すべての**文化・文明**は持続可能な開発に貢献するばかりでなく、重要な**成功への鍵**であると認識する。

## スポーツ

**スポーツ**もまた、**持続可能な開発**における**重要な鍵**となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発及び平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人や**コミュニティの能力強化**に寄与することを認識する。

## フォローアップとレビュー

ハイレベル  
政治フォーラム  
(HLPF)

**各政府が、国、地域、世界レベルでのフォローアップとレビューの第一義的な責任を有する。**

国連総会及び経済社会理事会の下で開催される「**ハイレベル政治フォーラム**」が**世界レベル**のフォローアップとレビューを**監督する主要な役割**を持つ。

**指標はフォローアップ活動を支援するために整備される。**

誰一人も取り残さないよう**進捗を測定**するためには、**高品質で、アクセス可能、時宜を得た細分化されたデータ**が必要。

指標

**現存する報告メカニズムからのデータと情報は、可能な限り活用されるべき。**

※ターゲットの内容についてわからないときに、「宣言」の箇所を読むと、考え方や認識について記載されているので理解に役立つ場合があります。

前文

宣言

## 持続可能な開発目標（SDGs）とターゲット

実施手段とグローバル・パートナーシップ

フォローアップとレビュー

## 基本的な特徴

普遍性

すべての国（途上国だけでなくすべての国）

包摂性

誰も取り残さない

統合性

経済・社会・環境は不可分

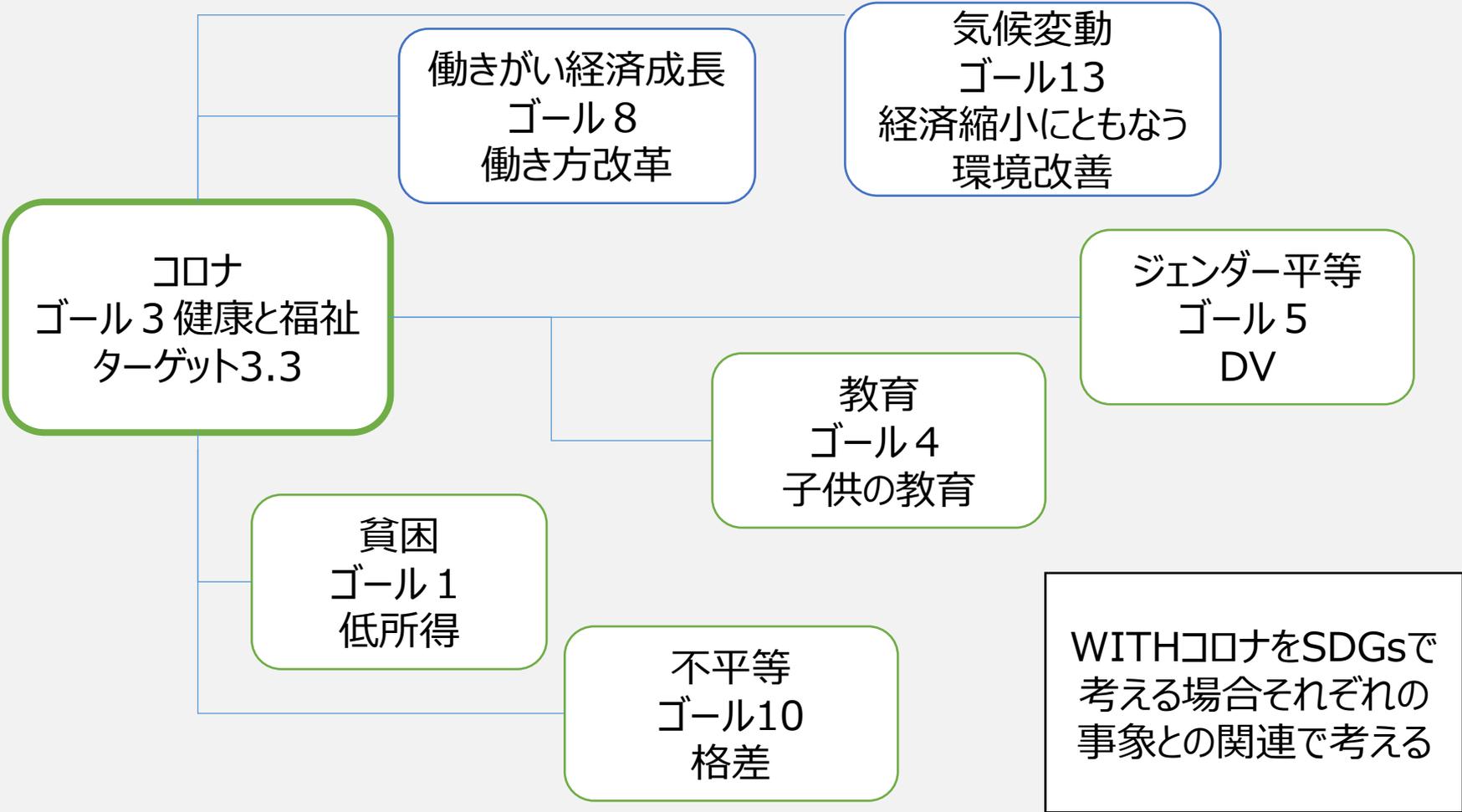
多様性

国ごとの文脈によって応用する

つながり

一つのゴールだけを見るのではなく、他のゴールとの関連を考える

## ゴールの関連の例 コロナの場合



## ゴールの関連の例

交通事故



3.6



11.2

公害対策



3.4,3.8,3.9



6.3



7.a



9.4



11.7

文化



4.7



8.9



11.4



12.b

SDGsの事業を考える場合は、SDGsを網羅的・多面的に捉え、噛み砕く必要がある。

## SDGsソリューション事業の例

自転車  
マナーポイント



3.6 2020年までに世界の道路**交通事故**死傷者数を半減させる

- ◆ 自転車が**交差点で停止**すると**ポイントがつく**スマホアプリ
- ・貯まった**ポイントが商業施設**で使える ⇒ 自発的に交差点で止まり事故の発生を抑止
  - 商業施設**集客増**による売り上げ増
  - 交通事故減少による**税金**や**社会的コスト削減**

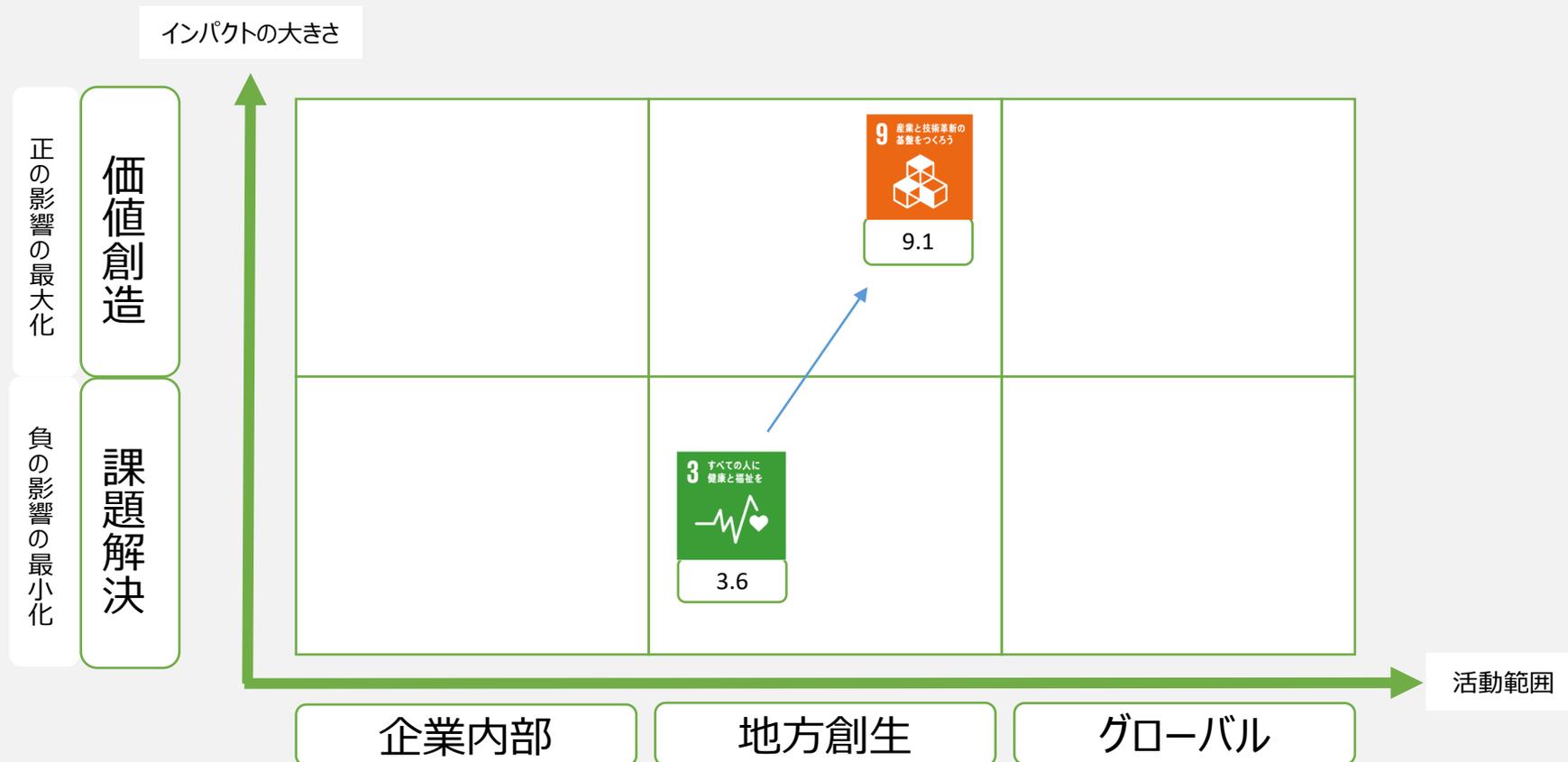
### 考え方

**道路交通事故**：日本では自転車の活用が増えていることから、自転車の交通事故を事業の対象とした

**事故が減ることによるインパクト**：生命や財産を守る。税金や社会的コストを他で活用。 **課題解決**

**ポイントがつくことのインパクト**：可視化による行動促進。商業施設の集客増による活性化。 **価値創造**

## 自転車マナーポイントの例



**SDGs3.6**「交通事故死傷者数半減」だけでなく、**9.1**「経済発展と人間の福祉を支援するインフラ」に対応し地域の経済力向上のソリューションとして開発。

企業ビジョン × SDGs × 社会的インパクト  
= Vision-based SDGs

インパクトの大きさ



まずはSDGsの取り組み・事業を上記マトリックスにプロットしてはいかがでしょうか？

# ワークタイム

## ジブンのSDGsを考える

1. 自分の仕事や研究等がSDGsのどのゴールにつながっていると思いますか？また、さらにどう発展させていきたいですか？
2. その事業は、「SDGs事業プロットマップ」(P32)のどの枠内に入るでしょうか？

SDGsの項目がわからなくてもOKです。  
「こういうことにつながっている」「こうしたい」でも大丈夫です。

各自の想いや考えを話し合ってください。

最後にチームで代表の方が発表してください。

## ジブンのSDGsを考える

### ◆ディスカッション： 20分

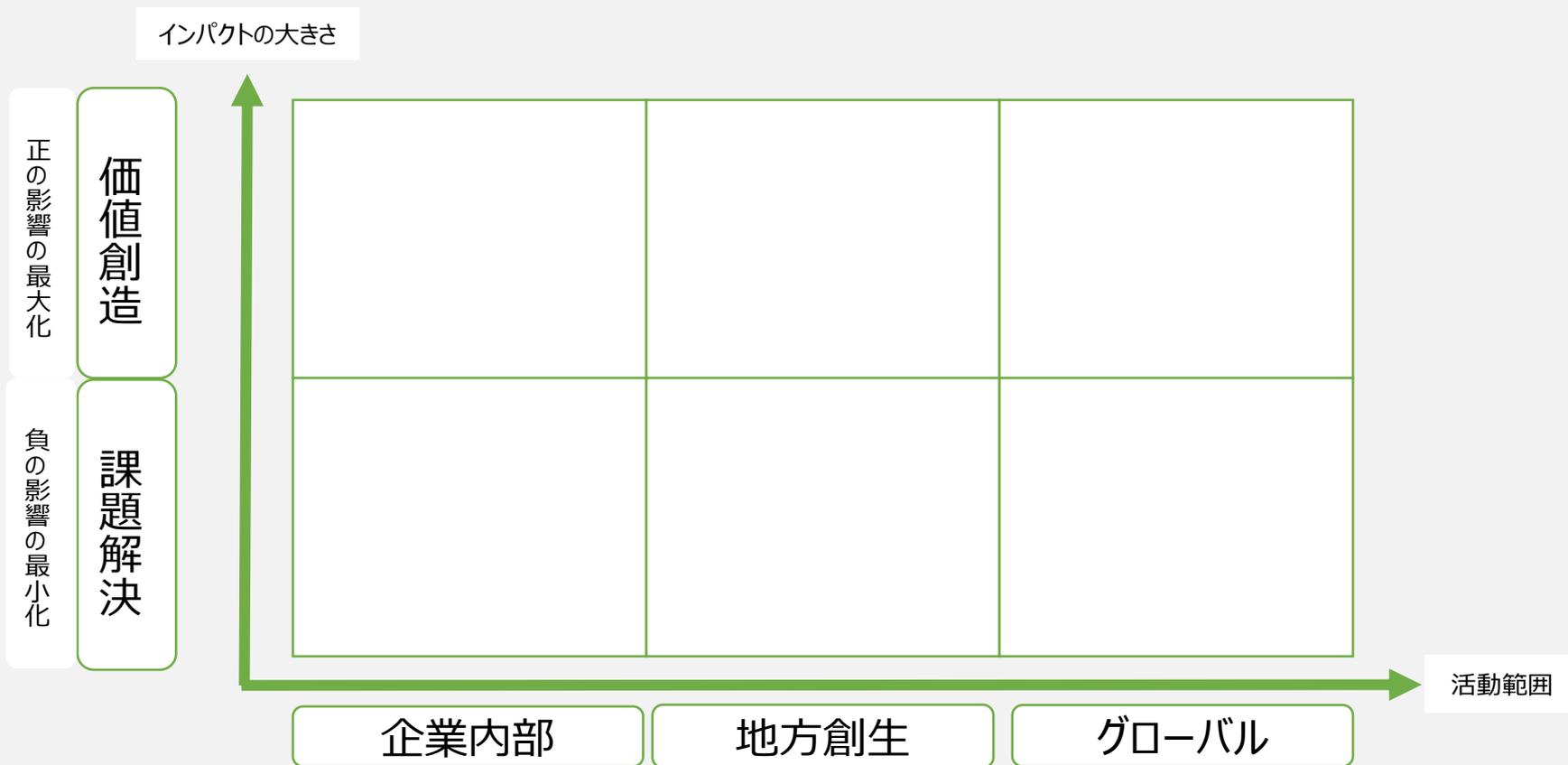
※リーダー（発表者）を決めてください

→これから一番最初に誕生日を迎える方が発表者

（今日も含む）

### ◆どんな話をされたかを発表してください

1 チーム 3分以内



1 SDGsの17のゴールと169のターゲットは  
アジェンダを構成している一部であることを知る

2 アジェンダの主要なキーワードを抜き出して、  
SDGsの考え方に触れる

3 アジェンダ全体を知り、今後のSDGs理解の助けをする

ご清聴ありがとうございました。

SDGsのこと、  
社会的インパクトマネジメントのこと、  
SDGsソリューション事業開発のこと

ご質問等あればお気軽にメールくださいませ

[inbound.diversity.association@gmail.com](mailto:inbound.diversity.association@gmail.com)

一般社団法人インバウンド・ダイバーシティ協会 代表理事 今田大介

# APPENDIX



## あらゆる場所のあらゆる形態の貧困に終止符を打つ

1.1	2030年までに、現在 <b>1日1.25ドル未満</b> で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な <b>社会保護制度</b> 及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、 <b>気候変動</b> に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや <b>災害</b> に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層や <b>ジェンダー</b> に配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

## 飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



2.1	2030年までに、 <b>飢餓を撲滅</b> し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食糧を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、 <b>若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者</b> の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食糧生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、 <b>気候変動</b> や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及び伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における <b>農業生産能力向上</b> のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食糧価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

## あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



3.1	2030年までに、世界の <b>妊産婦の死亡率</b> を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	すべての国が <b>新生児死亡率</b> を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児および5歳未満時の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリアおよび顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症および <b>その他の感染症</b> に対処する。
3.4	2030年までに、 <b>非感染症疾患</b> （NCD）による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健および福祉を促進する。
3.5	麻薬乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の <b>道路交通事故</b> による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性を生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンのアクセス提供を含む、 <b>ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ</b> （UHC）を達成する。
3.9	2030年までに、 <b>有害化学物質</b> 、ならびに <b>大気</b> 、水質及び土壌の汚染による死亡及び病気の件数を大幅に減少させる。
3.A	すべての国々において、 <b>たばこ</b> の規制に関する世界保健枠組条約の実施を適宜強化する。
3.B	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品およびワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、すべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を完全に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.C	開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.D	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

## すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い <b>初等教育</b> 及び <b>中等教育</b> を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び <b>大学</b> を含む <b>高等教育</b> への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、 <b>読み書き能力</b> 及び <b>基本的計算能力</b> を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化、グローバルシチズンシップ、 <b>文化多様性</b> と文化が持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するための知識及び技能を身に付けられるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の <b>奨学金</b> の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ <b>教員</b> の数を大幅に増加させる。

## ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



5.1	あらゆる場所におけるすべての女性および女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性および女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、 <b>あらゆる有害な慣行</b> を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、 <b>無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価</b> する。
5.5	政治、経済、公共分野での <b>あらゆるレベルの意思決定</b> において、完全かつ効果的な <b>女性の参画</b> 及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	<b>女性の能力強化促進</b> のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



## すべての人々の水と衛生への利用可能性と持続可能な管理を確保する

6.1	2030年までに、すべての人々の、 <b>安全で安価な飲料水</b> の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性および女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と <b>有害な化学物質</b> や物質の放出の最小化、 <b>未処理の排水</b> の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する <b>生態系の保護・回復</b> を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上への <b>地域コミュニティ</b> の参加を支援・強化する。

## すべての人々の、安価で信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける <b>再生可能エネルギー</b> の割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体の <b>エネルギー効率</b> の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などの <b>クリーンエネルギーの研究</b> 及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

## 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



8.1	各国の状況に応じて、一人当たり <b>経済成長率</b> を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な <b>雇用創出、起業、創造性</b> 及び <b>イノベーションを支援する開発重視型</b> の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び <b>働きがいのある人間らしい仕事</b> 、ならびに <b>同一労働同一賃金</b> を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学、職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集や使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、 <b>地元の文化振興</b> ・産品販促につながる持続可能な <b>観光業</b> を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

## 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び、イノベーションの推進を図る



9.1	すべての人々の安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラなどを含む質が高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）な <b>インフラを開発</b> する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、 <b>安価な資金貸付</b> などの金融サービスやバリューチェーンおよび市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上と <b>クリーン技術</b> 及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。
9.5	2030年までに <b>イノベーションを促進</b> させることや100万人当たりの <b>研究開発従事者数を大幅に増加</b> させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術的支援の強化を通じて、開発途上国における持続可能かつレジリエントなインフラ開発を促進させる。
9.b	<b>産業の多様化</b> や <b>商品への付加価値創造</b> などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究およびイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

## 各国内及び各国間の不平等を是正する



10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の <b>所得成長率</b> について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的、および政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、 <b>機会均等を確保</b> し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と <b>金融機関に対する規制とモニタリング</b> を改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された人の <b>移住政策</b> の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則手かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関（WTO）の協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する <b>特別かつ異なる待遇の原則</b> を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとするニーズが最も大きい国々への政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金フローを促進する。
10.c	2030年までに、移動労働者による <b>送金コスト</b> を3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



## 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人元居住を実現する

11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、 <b>安全かつ安価な住宅</b> および基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた <b>交通の安全性改善</b> により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	<b>世界の文化遺産</b> 及び <b>自然遺産</b> の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点を置きながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の <b>廃棄物管理</b> に特別な注意を払うことによるものを含め、都市部の一人当たり環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な <b>緑地</b> や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地球規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における <b>都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながり</b> を支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、 <b>災害に対する強靱さ</b> （レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政及び技術的支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。



## 持続可能な生産消費形態を確保する

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続的な消費と生産に関する10年枠組みプログラム（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに <b>天然資源</b> の持続可能な管理および効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの <b>食糧の廃棄</b> を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小限するため、 <b>化学物質</b> や <b>廃棄物</b> の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、 <b>廃棄物の発生</b> を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を <b>定期報告に盛り込む</b> よう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び <b>自然と調和したライフスタイル</b> に関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、 <b>地方の文化振興</b> ・産品販促につながる <b>持続可能な観光業</b> に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

## 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



13.1	すべての国々において、 <b>気候関連災害</b> や <b>自然災害</b> に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
13.2	<b>気候変動対策</b> を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警告に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から <b>年間1,000億ドルを共同で動員</b> するという、UNFCCCの先進締約国によりコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及びおよび社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するためのメカニズムを推進する。  ※国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

## 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、 持続可能な形で利用する



14.1	2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の <b>海洋汚染</b> を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の <b>生態系の回復</b> のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、 <b>海洋酸性化</b> の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域・海域の10%を保全する。
14.6	開発途上国および後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇がWTO漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識したうえで、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び <b>観光</b> の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の開発、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のpara158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全・持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源保全・持続的利用を強化する。

## 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、砂漠化へ対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地、及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系およびそれらのサービスの保全、回復、および持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の <b>森林の持続可能な経営</b> の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林と再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、 <b>砂漠化</b> に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発にとって不可欠な便益をもたらす <b>山地生態系の能力を強化</b> するため、生物多様性を含む産地生態系の保全を確実に行う。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の <b>密猟及び違法な取引</b> を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、 <b>外来種の侵入</b> を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び <b>貧困削減</b> のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増加を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続的な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から持続可能な森林経営のための資金調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会の追及するため地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

## 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、 すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルに おいて効果的で説明責任ある包摂的な制度を構築する



16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力および暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	<b>子どもに対する虐待</b> 、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に <b>司法への平等なアクセス</b> を提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の <b>汚職や贈賄</b> を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

## 持続可能な開発のための実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシップを活性化する



資金	
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援などを通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入および実施する。
技術	
17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する北南協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンクおよび科学技術イノベーション（STI）能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
能力構築	
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

<b>貿易</b>	
17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規制が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む、世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
<b>体制面</b>	
<b>- 政策・制度的整合性</b>	
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間およびリーダーシップを尊重する。
<b>- マルチステークホルダー・パートナーシップ</b>	
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
<b>- データ、モニタリング、説明責任</b>	
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置、及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取り組みを更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。